

平成24年3月28日宣告 裁判所書記官 [REDACTED]

平成23年刑(わ)第2238号 詐欺被告事件

判 決

(被告人)

氏名 佐藤真言

年齢 [REDACTED]

本籍 [REDACTED]

住居 [REDACTED]

職業 [REDACTED]

主 文

被告人を懲役2年4月に処する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、経営コンサルタント業などを事業目的とする株式会社 [REDACTED]

[REDACTED] の取締役であった者であるが、

第1 靴、バッグ等の輸入及び販売などを事業目的とするスカラ株式会社の代表取締役であった分離前相被告人伊藤幸治郎と共に謀の上、東京信用保証協会担当者を欺いて景気対応緊急保証制度に基づき同信用保証協会にスカラの株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入れに係る信用保証をさせるとともに、同銀行担当者を欺いて同銀行にスカラに対する同信用保証協会の信用保証付融資を実行させて融資名下に金員を詐取しようと企て、以前から同銀行に対し、スカラの平成21年2月1日から平成22年1月31までの事業年度における売上高が多くとも3億9400万円、経常損失が少なくとも7800万円、借入金残高が約5億円であったにもかかわらず、同事業年度における売上高が8億8977万978円、経常利益が1326万3499円、借入金残高が3億2165万13

37円であったなどとした内容虚偽の決算報告書を提出するとともに、スカラの同事業年度における■株式会社及び株式会社■からの合計4億円余の売上入金を偽装するため、東京都中央区銀座8丁目9番1号同銀行銀座通支店に開設されたスカラ名義の普通預金口座にスカラの資金を用いて丸紅及びヤマダ電機の各名義で合計4億円余を振り込むなどしていたところ、平成22年5月26日頃、同区銀座2丁目6番5号スカラ事務所で、同銀行銀座支社法人第五課係員■に対し、同事業年度におけるスカラの真実の売上高、経常損失及び借入金残高は上記のとおりであり、■及び■名義の上記入金は偽装のものであったのに、その情を秘し、融資を受ける金員を約定どおり返済する確実な当てがないのに、これがあるように装い、借入金額3000万円、返済期間120か月、資金使途は運転資金などと記載した信用保証委託申込書を提出するなどして、スカラに対する東京都中小企業制度融資（同保証制度に対応した経営支援融資）を申請し、同月27日頃、■らをして、「主要販売先は、■■・■■・■■等。景気後退局面においても業績は安定推移中。」などの金融機関所見を付した信用保証依頼書を同信用保証委託申込書及び決算報告書等と共に同区八重洲2丁目6番17号同信用保証協会に提出させて保証契約の申込みをさせ、同年6月2日頃、同信用保証協会保証部部長■らをして、スカラの経営状況が同信用保証依頼書及び決算報告書等記載のとおりでありスカラが粉飾決算を行っておらず同保証制度の保証対象となる中小企業であるものと誤信させて同銀行からスカラに対する融資の実行に当たり3000万円保証する旨決定させ、その頃、同信用保証協会職員らをして、同信用保証協会作成の信用保証書を同銀行銀座通支店に回付させて保証を承諾する旨の意思表示を到達させ、同月3日頃、同銀行銀座支社法人第二部部長■らをして、スカラの経営状況が同決算報告書等記載のとおりで上記のように■及び■から多額の売上入金がありスカラが適正に同信用保証協会の信用保証を受けスカラによる約定弁済又は同信用保証協会による代位弁済により確実

に回収できるものと誤信させて融資金額を3000万円、最終返済期限を平成3年6月1日などとする証書貸付融資を実行することを承認させ、よって、平成22年6月9日、同銀行銀座通支店に開設された伊藤が管理するスカラ名義の普通預金口座に3000万円を振込入金させ、もって人を欺いて財産上不法の利益を得るとともに財物を交付させ、

第2 衣類の製造及び販売などを事業目的とする株式会社エス・オーインクの代表取締役であった分離前相被告人朝倉亨と共に謀の上、

1 東日本大震災復興緊急保証制度（以下「震災保証制度」という。）が実施されたことを奇貨として、エス・オーインクが震災保証制度の保証対象とならないことを熟知しながら、同信用保証協会担当者を欺いて震災保証制度に基づき同信用保証協会にエス・オーインクの株式会社三井住友銀行からの借入れに係る信用保証をさせるとともに、同銀行担当者を欺いて同銀行にエス・オーインクに対する同信用保証協会の信用保証付融資を実行させて融資名下に金員を詐取しようと企て、以前から同銀行及び信用保証協会に対し、エス・オーインクの平成21年10月21日から平成22年10月20日までの事業年度における売上高が多くとも6億8900万円、経常損失が少なくとも1億200万円、少なくとも2億5000万円の債務超過であったにもかかわらず、同事業年度における売上高が9億3747万1360円、経常利益が2327万5021円、株主資本が3350万1403円であったなどとした内容虚偽の決算報告書をそれぞれ提出するなどしていたところ、平成23年5月27日頃、東京都新宿区西新宿1丁目7番1号同銀行新宿西口支店で、同銀行新宿西口法人営業第三部部長代理██████████に対し、真実は、エス・オーインクは東日本大震災に起因して生じた所定の事由により震災後3か月間の売上高が一定割合以上減少した中小企業等を保証対象とする震災保証制度が適用される状況にはなく、エス・オーインクが震災保証制度の保証対象となる旨の渋谷区長作成の認定書は被告人及び朝倉が東日本大震災によりエス・オーインクの生産委託予定先の工場が被災し販売先への納品に遅れが

出るなどしたためエス・オーフィスの震災後3か月間の売上高が前年同期比で1.34%減少した旨の内容虚偽の認定申請書類を同区長に提出するなどして不正に取得したものであり、同事業年度におけるエス・オーフィスの真実の売上高、経常損失及び債務超過の状況は上記のとおりであったのに、その情を秘し、融資を受ける金員を約定どおり返済する確実な当てがないのに、これがあるよう装い、借入金額5000万円、返済期間120か月、資金使途は運転資金などと記載した信用保証委託申込書を同認定書と共に提出するなどして、エス・オーフィスに対する震災保証制度に基づく同信用保証協会の信用保証付融資を申請し、同月30日頃、[]らをして、「生産を委託する縫製工場が、今般の震災にて被災。他地域工場への発注にて対応するも生産の遅れ等影響大きく売上減少、資金繰りが不安定となっているもの。」などの金融機関所見を付した信用保証依頼書を同信用保証委託申込書及び認定書等と共に同信用保証協会に提出させて保証契約の申込みをさせ、同年6月7日頃、同信用保証協会理事[]らをして、同認定書が適正に取得されたものでエス・オーフィスの経営状況が同信用保証依頼書及び決算報告書等記載のとおりでありエス・オーフィスが粉飾決算を行っておらず震災保証制度の保証対象となる中小企業であるものと誤信させて同銀行からエス・オーフィスに対する融資の実行に当たり1500万円の限度で保証する旨決定させ、その頃、同信用保証協会職員らをして、同信用保証協会作成の信用保証書を同銀行新宿西口支店に回付させて保証を承諾する旨の意思表示を到達させ、同月9日頃、同銀行新宿西口法人営業第三部部長[]らをして、エス・オーフィスの経営状況が同決算報告書等記載のとおりであってエス・オーフィスが震災保証制度に基づき適正に同信用保証協会の信用保証を受けエス・オーフィスによる約定弁済又は同信用保証協会による代位弁済により確実に回収できるものと誤信させて融資金額を1500万円、最終弁済期限を平成33年5月20日などとする証書貸付融資を実行することを承認させ、よって、平成23年6月13日、同銀行新宿西口支店に開設された朝倉が管理するエス・オーフィス名義の

普通預金口座に1500万円を振込入金させ、もって人を欺いて財産上不法の利益を得るとともに財物を交付させ、

2 震災保証制度が実施されたことを奇貨として、エス・オーインクが震災保証制度の保証対象とならないことを熟知しながら、同信用保証協会担当者を欺いて震災保証制度に基づき同信用保証協会にエス・オーインクの株式会社東日本銀行からの借入れに係る信用保証をさせるとともに、同銀行担当者を欺いて同銀行にエス・オーインクに対する同信用保証協会の信用保証付融資を実行させて融資名下に金員を詐取しようと企て、以前から同銀行及び信用保証協会に対し、同事業年度におけるエス・オーインクの真実の売上高、経常損失及び債務超過の状況が上記のとおりであったにもかかわらず、内容虚偽の同決算報告書をそれぞれ提出するなどしていたところ、平成23年5月27日頃、東京都渋谷区桜丘町22番14号エス・オーインク事務所で、同銀行渋谷支店法人営業課係長 [] に對し、真実は、上記のとおり、エス・オーインクは震災保証制度が適用される状況にはなく、エス・オーインクが震災保証制度の保証対象となる旨の同認定書は被告人及び朝倉が不正に取得したもので、同事業年度におけるエス・オーインクの真実の売上高、経常損失及び債務超過の状況は上記のとおりであったのに、その情を秘し、融資を受ける金員を約定どおり返済する確実な当てがないのに、これがあるように装い、借入金額9300万円、返済期間120か月、資金使途は運転資金及び借換資金などと記載した信用保証委託申込書を同認定書と共に提出するなどして、エス・オーインクに対する震災保証制度に基づく同信用保証協会の信用保証付融資を申請し、同年6月2日頃、[] らをして、「H23.2にて経常黒字。震災により生産委託先の工場が被災、商品供給が困難となつたことから納期が遅延、売上を逸失」などの金融機関所見を付した信用保証依頼書を同信用保証委託申込書及び認定書等と共に同信用保証協会に提出させて保証契約の申込みをさせ、同年6月7日頃、[] らをして、同認定書が適正に取得されたものでエス・オーインクの経営状況が同信用保証依頼書及び決算報告書等記載のとおり

でありエス・オーインクが粉飾決算を行っておらず震災保証制度の保証対象となる中小企業であるものと誤信させて同銀行からエス・オーインクに対する融資の実行に当たり 8800 万円の限度で保証する旨決定させ、その頃、同信用保証協会職員らをして、同信用保証協会作成の信用保証書を同銀行渋谷支店に回付させて保証を承諾する旨の意思表示を到達させ、同月 14 日頃、同銀行本部審査部主任審査役 [] らをして、エス・オーインクの経営状況が同決算報告書等記載のとおりでありエス・オーインクが震災保証制度に基づき適正に同信用保証協会の信用保証を受けエス・オーインクによる約定弁済又は同信用保証協会による代位弁済により確実に回収できるものと誤信させて融資金額を 8800 万円、最終返済期日を平成 33 年 6 月 10 日などとする証書貸付融資を実行することを承認させ、よって、平成 23 年 6 月 16 日、東京都渋谷区神南 1 丁目 22 番 8 号同銀行渋谷支店に開設された朝倉が管理するエス・オーインク名義の普通預金口座に前払利息及び信用保証料等を差し引いた 8489 万 4959 円を振込入金させ、もって人を欺いて財産上不法の利益を得るとともに財物を交付させ、

3 東日本銀行担当者を欺いて同銀行にエス・オーインクに対する融資を実行させて融資名下に金員を詐取しようと企て、平成 23 年 6 月上旬頃、[] に対し、同事業年度におけるエス・オーインクの真実の売上高、経常損失及び債務超過の状況は上記のとおりであったのに、その情を秘し、融資を受ける金員を約定どおり返済する確実な当てがないのに、これがあるように装い、借入金額 1000 万円、最終返済期日同年 12 月 12 日、資金使途は運転資金などとするエス・オーインクに対する手形貸付融資を申請し、同年 6 月 16 日頃、同銀行渋谷支店支店長 [] らをして、エス・オーインクの経営状況が同決算報告書等記載のとおりであり約定弁済により確実に回収できるものと誤信させて同手形貸付融資を実行することを承認させ、よって、同日、第 2 の 2 のエス・オーインク名義の普通預金口座に前払利息等を差し引いた 968 万 7116 円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

(証拠)

事実全部について

- ・ [] (甲 4 2) , [] (甲 4 3 から 4 6 まで) の各検察官調書
- ・ 報告書 (甲 4 7)
- ・ 履歴事項全部証明書 (甲 5 5) , 閉鎖事項全部証明書 (甲 5 6)
- ・ 被告人の検察官調書 (乙 2)
- ・ 被告人の公判供述

第 1 , 第 2 の 1 , 2 の 事実について

- ・ 被害届 (甲 4)
- ・ 電話聴取書 (甲 5 7)

第 1 の 事実について

- ・ 被害届 (甲 1)
- ・ [] (甲 5 から 7 まで) , [] (甲 8) , [] (甲 9) , []
[] (甲 1 1) , [] (甲 1 2) , [] (甲 1 3, 1 4) , [] (甲
6 2, 6 4, 6 5) , [] (乙 2 3 から 4 7 まで) の各検察官調書
- ・ 報告書 (甲 1 0, 1 7, 6 1, 6 3)
- ・ 履歴事項全部証明書 (甲 5 0) , 閉鎖事項全部証明書 (甲 5 1)
- ・ 電話聴取書 (甲 5 8)
- ・ 証人 [] の公判供述
- ・ 分離前相被告人 [] の公判供述
- ・ 被告人の検察官調書 (乙 3 から 1 1 まで)

第 2 の 事実全部について

- ・ [] (甲 3 1) , [] (甲 3 3) , 朝倉亭 (乙 5 0 から 5 9 まで,
6 1, 6 2) の各検察官調書
- ・ 報告書 (甲 3 2, 4 8, 4 9, 乙 6 0)
- ・ 履歴事項全部証明書 (甲 5 2) , 閉鎖事項全部証明書 (甲 5 3, 5 4)

- ・ 分離前相被告人朝倉亨の公判供述
- ・ 被告人の検察官調書（乙12から20まで）

第2の1、2の事実について

- ・ [REDACTED] (甲26), [REDACTED] (甲27), [REDACTED] (甲28), [REDACTED] (甲29), [REDACTED] (甲30), [REDACTED] (甲34), [REDACTED] (甲36, 37), [REDACTED] (甲38, 39), [REDACTED] (甲40), [REDACTED] (甲41) の各検察官調書
- ・ 報告書（甲35）

第2の1の事実について

- ・ 被害届（甲2）
- ・ [REDACTED] (甲18, 19), [REDACTED] (甲20) の各検察官調書
- ・ 電話聴取書（甲59）

第2の2、3の事実について

- ・ 被害届（甲3）
- ・ [REDACTED] (甲21から23まで), [REDACTED] (甲24) の各検察官調書
- ・ 電話聴取書（甲60）

第2の2の事実について

- ・ [REDACTED] の検察官調書（甲25）

(法令の適用)

1 罰条

(1) 第1, 第2の1, 2の行為のち,

ア 各信用保証協会に対する詐欺の点 いずれも刑法60条, 246条2項

イ 各銀行に対する詐欺の点 いずれも刑法60条, 246条1項

(2) 第2の3の行為 刑法60条, 246条1項

2 科刑上1罪の処理（第1, 第2の1, 2について） 刑法54条1項前段, 10条（それぞれ1罪としていずれも犯情の重い銀行に対する各詐欺罪の刑で処断）

3 併合罪の処理 刑法45条前段、47条本文、10条（犯情の最も重い第1の罪の刑に法定の加重）

4 訴訟費用 刑訴法181条1項本文
(量刑の理由)

元銀行員の被告人の知識・経験を利用して、銀行からの融資を受けやすい内容となるようスカラ及びエス・オーインク両社の売上高を大幅に水増しするなどして粉飾した決算報告書を作成し、これらを銀行や信用保証協会に提出するなどしていたところ、そのような状況を利用して銀行や信用保証協会を欺いたもので、さらに、第2の1、2は区長からエス・オーインクが震災保証制度の保証対象である旨の認定書を不正に取得した上での犯行であって、いずれも態様大胆かつ巧妙である。詐取総額は1億3900万円余であり、第2の2、3について本件以前に受けた融資の借換え分を控除しても約5500万円余と多額であり、第1、第2の1、2は景気悪化に伴い資金調達に支障を来し、あるいは東日本大震災で直接間接に被害を受けた中小企業の支援を目的とする融資制度を悪用したもので、銀行や信用保証協会関係者の処罰感情は厳しい。以前から粉飾した決算報告書等に基づき金融機関から不正に融資を受けることを繰り返していたもので、本件は常習的犯行である。被告人は、経営コンサルタントとして顧客の財務に関する相談に乗る中で、顧客の依頼に応じて決算報告書等の粉飾を手掛けていたところ、共犯者の伊藤や朝倉は、銀行融資を受けられず資金繰りに窮する中で、融資を受けるため、そのような被告人の知識・経験を当てにしてコンサルティング契約を締結した。いずれの犯行も、会社経営者である伊藤や朝倉の判断によって敢行されたものではあるが、被告人の知識・経験がなければなし得なかつたもので、被告人は次くことのできない重要な役割を果たした。被告人は詐取した金員を直接利得したわけではないけれども、両社から受け取っていた報酬の大半は決算報告書の粉飾等を含め不正融資に係るものとみるのが相当で、その利得も少なくない（ただし、上記報酬は被告人が取締役を務める [REDACTED] に対

するものであった。)。被告人の刑責は重い。他方、犯行を認めて反省の情を示していること、伊藤や朝倉と比べれば本件による利得は小さいこと、第1については、信用保証協会が本件を含むスカラの金融機関に対する債務につき代位弁済しているところ、スカラにおいて信用保証協会に対し約3000万円を返済し、うち600万円近くが本件の被害金に充当されており、第2については、エス・オーインクにおいて、その1につき合計約62万円（元利を合わせたもの）、その2、3につき合計約721万円を返済するなどしており、一定程度の被害回復が行われていること、前科前歴がないこと、妻が今後の監督を誓約していることなどの被告人に有利な事情もある。そこで、これら諸般の情状を総合考慮し、被告人に対しては主文の刑をもって臨むのが相当と判断した。

（検察官 [REDACTED] 出席。求刑一懲役4年）

平成24年3月28日

東京地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官
[REDACTED]

裁判官
[REDACTED]

裁判官
[REDACTED]

これは謄本である。
同 日 同 庁
裁判所書記官
[REDACTED]